

(保存樹木等保全協定)

第13条 市長は、事業者及び工場等設置者（以下「事業者等」という。）との間において、保存樹木等及び緑地の保全に関する協定（以下「保存樹木等保全協定」という。）を締結することができる。ただし、事業者等が船橋市風致地区条例（平成26年船橋市条例第43号）第3条第1項第3号に係る許可を受けた場合は、この限りでない。

2 事業者等は、市長から前項に規定する協定締結の要請があったときは、これに応じなければならない。

(平16条例21・平26条例43・一部改正)